

2015年度大阪府交渉の記録

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために支援学校を建設してください。

- ①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、新校に加えて、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。

【基本回答】

27年度4月に北河内にむらの支援学校が開校し、新校整備の当初計画が完了した。再推計結果において直ちに新校整備に着手する必要はないと考えている。大阪市立特別支援学校12校の移管を踏まえ、大阪府域全域の在籍者についての推計を行うこととしている。

【質疑】

○東大阪に支援学校を建設してほしい。

○北河内地域に肢体不自由支援学校を増設してほしい。スクールバス乗車も長時間となっている。自宅から学校まで120分かかる子どもも出てきている。

・現在のところ計画はない。通学時間が長くなっていることについては、バスの増便棟などで改善を図っていきたい。

○岸和田支援学校の校区はたいへん広大で、バスの増便棟で解決不可能。もう一校学校の新設が必要。再推計して計画的な整備を進めてほしい。

・校区変更をたびたび行うことは、保護者にとって負担となっていることは認識している。平成29年に通学区域を変更するともしないとも言えない。できるだけ変更しないように検討を進めている。

○推計を取り直すのか。

・21年の方針を定めたときに5年後に見直すこととし25年に再推計を行った。新校ができる前の推計値であり、大阪市立特別支援学校の移管もなかった。新設7校、大阪市12校を加えた再推計を検討している。早急に検討を進めることとしている。

○学級に行っている子どもは、支援学校ができると学校に入学したいと考える人が増えるのは当然だ。

○何のために推計をとるのか。「効率的」という財政当局の考え方をそのまま受け入れるのではなく、新たな整備計画を立てることにつながるのか。

・25年度末に再推計した。児童生徒の増加については、500人程度の増加はあるが、直ちに新校整備の必要はないとの方向を確認した。一方で、八尾、和泉の深刻な状況については認識している。再推計等の中で、我々としても子どもたちにとって新しい学校が必要ということになれば、新校建設も視野に入れて検討をしていくことになる。ただ、推計は、新校建設のためだけに取るものではない。

- ②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。または、堺市立百舌鳥支援学校および上神谷支援学校に高等部を設置するよう、堺市と協議するなど、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。

【基本回答】

現在のところ計画はない。

【質疑】

○西浦支援学校に通うことになった。堺市内では障害児部増えている。地域の支援学級だけで180人増えている。堺泉北地域には新設校を作っただけでないということだが、高等部になればどこに入ることになるのか。通学区域割りが4校に分かれている。

○堺泉北地域で学校整備を求めていたが、なぜ南河内の西浦支援学校に堺から通わないといけないのか。

- ③泉南地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設し

てください。

【基本回答】

現在のところ計画はない

- ④交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。そして、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備・トイレの改修、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。

【基本回答】

交野支援学校四條畷校は、平成21年3月に策定した施設設備基本方針に基づき、仮校舎として整備開校した。府立枚方支援学校が開校したが、四條畷校については知的障害児童生徒の増加を踏まえ分校として残すこととなった。給食調理、直営バスの配置は予定していない。

【質疑】

- 四條畷校はなぜ分校のままなのか。また、施設設備の整備も立ち遅れている。学校に出向いて保護者と懇談を持ってほしい。
- ・枚方支援学校が開校するまでの仮校舎として整備をした。今後児童生徒数の推移を見ながら、当面分校として継続していくこととしている。北河内の今後の児童生徒数は今後横ばいとなる見込みのため、本校化する予定はない。施設設備等については、校長からも聞き取り把握している。徐々に改修をしている。昨年度は家庭科室、調理室などに空調を増設した。給食の配膳については児童生徒の増加に応じて対応できるよう、あり方を検討している。
- 必要な食缶も整備されていない。「遜色ない」と答えているにもかかわらず、四條畷校の給食は「遜色ある」状態が放置されている。
- ・学校からの要望は学校長を通じていただいている。
- 北河内は横ばいといわれるが、実際に児童生徒数は増えている。四條畷校に出向いた際には父母とも話をしてほしい。
- ・ここでお約束はできない。

- ⑤通学時間、教育条件の改善のために、北河内地域に肢体不自由支援学校を増設してください。

【基本回答】

現在のところ計画はない

- ⑥府内の新設校に関しては、教職員・父母の意見を尊重してください。とりわけ「特別支援学校施設整備指針」改定に伴う都道府県知事・教育長あての文科省通知（19文科施第160号平成19年7月24日）の「1、計画的な整備」にある「なお、都道府県と市町村の教育委員会は、密接な連携を図るとともに、その他の関係機関などとも連携を図りつつ、専門家、教職員、地域の人々の参画を促すなどして、関係者間で共通理解が得られるよう努めること」を最大限尊重し、条件整備を進めてください。

【基本回答】

府立支援学校施設整備基本方針にもとづき基本的考え方を踏まえこれまでも計画的に振興整備を進めてきた。大阪市を含む府内の支援学校全体の児童生徒数の推計について検討してまいることとしている。

- ⑦障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。なお、大阪市立特別支援学校の府移管においては、大阪市の通学区域を大阪府に拡大しないでください。

【基本回答】市町村を超えて広域的に調整している。平成29年度以降の通学区域割については、府内支援学校全体の状況を踏まえ総合的な視点から検討してまいることとしている。

- ⑧児童生徒数の増加や校舎の老朽化などによる障害児学校の教育環境整備を充実してください。

【基本回答】

府立支援学校において児童生徒の増加に対応するため、分校開校や新校整備に努めてきたところ。

今後も整備に努める。

- ⑨支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないよう文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。

【基本回答】

特別支援学校の設置基準については現時点で定められていない。一学級の児童数等については一部示されている。文部科学使用は23年3月 特別支援学校施設設備指針を改定し基本的な考え方を示している。大阪府ではこれらを参考にしながら教育官許の整備に努めているところだ。

- ⑩学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急に実施してください。

【基本回答】

府立学校施設の耐震化については平成26年度末で99%となっている。平成27年度中の完了を目指し対応を進めている。

- ⑪同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休みするなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

【基本回答】

高等支援学校を同一敷地内に整備している学校においては、選抜試験の日程を二日設定している。

- イ)「聾」学校における3歳未満児対象の早期教育を府として制度化してください。現在行われている2校の教育相談・支援サービスの質が低下することのないよう定数加配および教育予算を増やしてください。

【基本回答】

大阪府独自の制度化は困難だ。今後とも聴覚障害教育のセンター的役割を果たすために機能するよう努めてまいりたい。

3. 後期中等教育を拡充してください。

- ①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプの高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

【基本回答】

支援学校高等部の一班就労者は、平成27年卒業者は185人22.5%、平成26年234人24.3%、平成25年239人25.1%となっている。玉川タイプの高等支援学校進路は、平成23年度58人就職率90.8%、平成24年度64人83%、平成25年度66人89.2%となっている。離職した場合は居住地のハローワーク、就業・生活支援センターと連携して再就職に向けた取り組みを進めていただいている。

【質疑】

- 離職率についても教えてほしい。

・離職について25年度は今後調査することとしている。23年は就職者185名中156名継続勤務している。24年度は234人中219名就労継続している。離職理由については個別に把握していない。

- 入学制は何人か？

・今すぐ正確な数字を申し上げることはできない。

- ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

【基本回答】

平成23年度より障害のある生徒への支援を行うため、すべての学校にスクールカウンセラーを配置し対応を進めている。巡回相談については、医師や臨床心理士などからなる専門チームでの対応も進めている。自立支援推進校、共生推進校4校が核となり、相談体制の整備を進める。通

級指導教室の拡充を国に求めている。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

【基本回答】

平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申等において、障害児への支援体制の充実に努めることとしている。一人ひとりのニーズに応じた学びの保障、職業体験実習等の実践的な職業教育等自立に向けた取り組みを進めている。卒業後を見据えた関係部局・機関との連携、地域ネットワークの構築を図りながら、その支援体制の整備を進めている。専攻科の設置の予定はない。

【質疑】

- ぼぼろスクエアに通い卒業して、しんどいことをしんどいと言えるようになったり、いやなことからも逃げないような経験を積み上げることができた。就労することは大切だが、それと同じく学ぶことも大事。支援学校高等部を卒業したら作業所などの進路しか保障されない。
- 中学時代から学校に通えなくなってしまった。高校も通信制を卒業できたが、進路先を選ばず、どうしようかと思っていたところぼぼろスクエアを知り通うことができてよかった。
- 自立に向けた、社会人として、ということを言われるが、就労面のみを強調しても離職率が高かったり、いったん離職した後の再就職が困難であったり様々な困難がある。移行期の不安を学校でゆったりと受け止めることも大事。一般の高等教育の進学率が7割を超えているのに障害のある人は5%にとどまっている。学校として学びの場を保障することは重要。
- ・職業教育偏重・押しつけということではなく、様々なニーズに対応する教育を支援教育として行ってきた。府立の中では視覚・聴覚以外に専攻科は設置されていない。引き続き学んでいこうという気持ちを受け止める場は必要と考えるが、いま持っている教育の充実を図ることが先決と考えている。

④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育のあり方について研究してください。

【基本回答】

平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申等において、障害児への支援体制の充実に努めることとしている。一人ひとりのニーズに応じた学びの保障、職業体験実習等の実践的な職業教育等自立に向けた取り組みを進めている。卒業後を見据えた関係部局・機関との連携、地域ネットワークの構築を図りながら、その支援体制の整備を進めている。専攻科の設置の予定はない。

⑤高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善してください。

【基本回答】

高校生活支援事業などを通じて教職員への障害理解の促進、介助員や学習支援員の配置など支援を進めている。エレベーター、スロープ、手すりの設置、トイレの改修等計画的に進めている。適正な教職員配置にも努めてまいりたい。

【質疑】

- 中学の支援学級を卒業して高等学校に進学する生徒が相当数に上ると考えるがどうか。
- ・直近の数字で371人 0.7%となっている。

⑥知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

【基本回答】

平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申等において、障害児への支援体制の充実に努めることとしている。一人ひとりのニーズに応じた学びの保障、職業体験実習等の実践的な職業教育等自立に向けた取り組みを進めている。卒業後を見据えた関係部局・機関との連携、地域ネットワークの構築を図りながら、その支援体制の整備を進めている。専攻科の設置の予定はない。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。

①標準法は最低基準であるという認識に立ち、標準法を下回っている学校については早急に改善するとともに、標準法を見直し、児童生徒の実態に見合った教職員の増員をしてください。そして、引き続き国に定数法改善を強く働きかけるとともに、当面、府独自で幼・小・中学部の教職員定数の乗数を、学校入学期に鑑み、幼稚部・小学部は学級数にかかわらず学級数×2に、中学部は5学級以上の場合にも学級数×2にしてください。とりわけ国の定数改善への働きかけの具体的内容を以下のとおり行ってください。

ア) 重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3人を基準として情緒障害などや医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制を行ってください。

【基本回答】

支援学校の教職員の配置については、法律に基づき学級数に応じて配置するほか、児童生徒の障害の状況や生徒指導の課題に対応する視点から配置をしている。今後とも法令に基づく定数を確保し、必要な教職員の配置につとめてまいりたい。重複障害学級の対象者については、法令に定める障害者はもとより行動面における配慮についても勘案して行っている。

イ) 幼稚部については、4、5歳児学級を1学級5名編制とし、3歳児学級を1学級3名編制としてください。

【基本回答】

支援学校の教職員の配置については、法律に基づき学級数に応じて配置するほか、児童生徒の障害の状況や生徒指導の課題に対応する視点から配置をしている。今後とも法令に基づく定数を確保し、必要な教職員の配置につとめてまいりたい。

ウ) センターの機能を担う教員定数を当面学校あたり複数配置としてください。

【基本回答】

リーディングスタッフの配置については、国に対して標準法定数内の配置を国に強く求めているところだ。

エ) 養護教諭を幼稚部にも配置するなど学部ごとに配置してください。

【基本回答】

府単独事業としての養護教諭の増員は困難だ。

オ) 1学級あたりの教員配置の乗数（規模別定数配置）を改善してください。

【基本回答】

各学校の実情や取り組みに応じて国の定数を活用して配置をしているところだ。

カ) 障害のある教職員のための職務補助制度を確立し、ヒューマンアシスタントを配置してください。

【基本回答】

障害を有する教職員が勤務する学校については、校内協力体制の確保等ご協力いただいているところだ。府単独事業としての職務補助制度を設けることは困難だ。

キ) 居住地交流を推進していくための教員を加配してください。

【基本回答】

交流・共同学習は、本人保護者の希望を受けて実施している。交流校の子どもたちの研修などにも取り組んでいる。さらなる府の単独事業としての増員は困難だ。

②期限付講師をはじめとする臨時教職員による配置を改め、正規の教職員による配置をすすめてください。

【基本回答】

専門性の維持、教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定し正規職員の確保に努めている。講師数を増加から減少に切り替えるよう管理目標を定め、対応を進めているところだ。

- ⑤聴覚障害の教職員を採用してください。そして「聾」学校幼稚部にも聴覚障害の教職員を採用、配置してください。教員免許法の改定により「聾」教育の専門性が損なわれないよう、必要な措置を講じてください。また、聴覚障害の教職員の採用の際には、教職員との情報伝達手段の確立のための合理的配慮を行ってください。

【基本回答】

受験上のような配慮を行っているところだ。今年度2名の聴覚障害のある教職員を採用した。勤務校においては校長を通じて当該教職員の状況を把握し、適切な対応をお願いしている。

- ⑥ろう児が安心して、心開いて相談できるように、同じ聴覚障害者のスクールカウンセラーをろう学校に配置してください。なお、配置されている学校においては、配置の時期・回数を充実してください。

【基本回答】

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などを配置するための字義用を平成18年度から実施している。32校に派遣している。聴覚障害者に臨床心理士の派遣の要請があれば適切に対応してまいりたい。

5. 障害児学校の学級編成を適正におこなってください。

- ①重複障害学級の対象について、学校教育法施行令22条の3に含まれない「常時介護を必要とする」情緒障害をあわせもつ知的障害の児童生徒についても措置してください。
- ②生活指導をはじめとする指導の困難な知的・発達障害等の児童生徒に対する教員配置を行ってください。
- ③聴覚障害支援学校において、療育手帳Aを所持する場合は重複認定されていますが、療育手帳Bを所持する重複児についても同様に認定してください。施行令22条の3および子どもの実態をふまえて認定をしてください。

【基本回答】

学級編成については法令に基づき実施している。重複障害の認定については法令の趣旨を勘案し適切に行っている。行動的側面から常時配慮を要する児童生徒については、学校の状況を聴取し配慮に努めている。

7. 人事異動は公正・適正に行ってください。

- ①府立学校教員人事取扱要領および学校教職員人事取扱要領における異動の対象「4年以上」基準をただちに撤回してください。
- ②府立学校教員人事取扱要領における異動の方法の②「新規採用者については、原則4年で異動を図る。(ただし最長6年まで)」の項目をただちに削除してください。
- ③当面、府立障害児学校における教員・教職員人事について、府教委の「人事異動方針」を「凍結」してください。
- ④人事異動問題については、父母・教職員の意見や要望を十分に聞いて、施策を示してください。
- ⑤本人希望と納得にもとづく人事異動、公正で民主的な人事異動を実現してください。
- ⑥学校運営や教育活動に支障をきたす強制異動を断じて行わないでください。各学校がもつ特殊性、教育の専門性を考慮し、各学校の学校運営や教育計画を尊重してください。
- ⑦各学校の実情に見合った教職員の配置を行ってください。特に職場の年齢構成や男女比、教科・免許、経験、学校の教育計画などを充分考慮し、校長具申を踏まえた配置を行ってください。

【基本回答】

平成19年度当初より移動対象の規定を変更し26年度当初より移動方法を変更した。勤続6年までに計画的に移動を図ることとしている。教育委員会が必要かつ相当と判断する場合は6年を超える在籍も認めている。人事異動については、教職員の経験を豊かにし、力量を高めるため計画的に行うこととし適切に対応してまいりたい。

【質疑】

- 支援学級については、支援教育のスペシャリストを配置してほしい。
- 講師が増加しており、経験の引継ぎ等に困難をきたしている。
- にしろ支援学校が開校されたが、高等部に専門性を持った教員が不足している。小・中に配置されているコーディネーターも高等部にはいない。
 - ・大阪府での大量退職を受けて、経験の浅い教員が配置されていることは事実。人事については若手教育も含めた教育力の向上のため、研修や授業研究を行っている。市町村立の小中学校については市町村教育委員会、学校においては校長のお考えもあることと思うが、府教育委員会としては取扱要領に基づき考え方を示しているところだ。
- 継続性を担保するため、年限を一律に定めることが問題だ。年限を改めることについてはどう考えるのか。
 - ・年限については、教育委員会として長く同じ学校にいることの弊害もあることから、長期に特定の教員が同じ学校にいることはよくないことと考えている。
- 具体的にどんな弊害があるのか。
 - ・いろいろな場面・学校を経験していただくことが大切。
- どのような弊害があるのか
 - ・長くいることによって発言力が大きくなりおかしなことが正しくいなどが考えられる。
- 年限を切ることによる弊害を私たちは申しあげている。年限を切らないことによる弊害があるとおっしゃるならば、それを具体的に示す責任は教育委員会にある。
 - ・個別のことではなく全体的なこととして申しあげている。全体の状況を見ながら個々の実情に応じて校長と相談しながら対応している。

8. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。

- ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。

【基本回答】

昭和53年度以降分についてはすべて民間委託で行っており、平成12年度から競争入札を実施している。乗務員やバス会社との連携を密にして、連携を図りながら安心安全な運行に努めている。

- ②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。

【基本回答】

新校整備については、平成21年3月に策定した施設整備基本方針に基づき計画的に進めてきたところだ。増車人数の増加に対応するため平成25年度は5校8台、26年度は5校5台、27年度は8校9台を整備した。トイレ付バスの配車は予定していない。

- バス乗務員と保護者との懇談の場を設けてほしい

- ③医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】

安全面からご理解いただきたい。通学バス乗車中に医療的ケアが必要ない場合や自己管理ができる場合については乗車している事例もある。

- ④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

【基本回答】

乗車時間の短縮のために幹線運航を基本としている。バスの大きさについては学校ごとの状況に応じて対応している。

9. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

- ①障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

【基本回答】

給食調理業務については、障害の重度化重複化に伴いその内容も多様化している。段階食、刻み食、多様なメニューの提供が行われるよう、柔軟な体制を撮り、効率的効果的に対応できるよう、民間委託を行っている。委託に際して委は、衛生管理の徹底、障害理解のための研修を十分に行うよう努めている。民間委託が行われている支援学校においては適宜受託業者と話し合いを行うよう努めている。

②障害児学校の父母・教職員・関係者に対して、府教委の責任で十分な説明を行ってください。

【基本回答】

保護者説明会については適宜開催している。

10. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。

【基本回答】

看護師の配置に当たっては、標準法、定数法等による教員定数を活用して実施して、各校40～240時間の範囲内で看護師の配置を行っている。今後国への要望をひきつづきおこなっていく。

【質疑】

- 教員の定数枠内で配置していることについての問題について把握しているか。
- ・制度上定数枠内での配置となっており、どう活用するかは学校自体が判断することとなっている。
- ・今年度定数外で1名配置をさせていただいた。

②看護師配置については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けるとともに、全体を把握できる常勤の看護師を必要に応じて配置ください。

【基本回答】

看護師の配置に当たっては、標準法、定数法等による教員定数を活用して実施して、各校40～240時間の範囲内で看護師の配置を行っている。今後国への要望をひきつづきおこなっていく。

【質疑】

- 医療的ケア体制整備事業の実施状況は？
- ・医療的ケア体制整備事業は、2014年度実績で24市町107校の実施となっている。

③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。

【基本回答】

各学校からの要望を十分精査し必要な教員を配置している。

④医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】

保護者等の協力をいただいている。通学が困難な場合は訪問指導を行っている。

【質疑】

- 校外学習にも乗せてもらえない。保護者が乗せてもらえれば吸引等に対応できる。
- ・乗れる人は契約により、親が乗ることはできない。一人ひとりの状況に応じて代替手段も含めて検討することになる。
- 自分で連れてくることができなければ「参加するな」ということを言っているのと同じ。
- ・結果的にお送りいただいている状況となっており、課題として認識している。

11. 教育条件の低下につながる大阪市立特別支援学校の府立への移管を直ちに撤回してください。

【基本回答】

大阪市立特別支援学校については大阪府への移管が決まった。現在府市木養育委員会が連携し教育の充実を図るよう努めているところだ。

【質疑】

○現在の市立特別支援学校の進んだ部分についてはそのまま守るのか

・市立特別支援学校の児童・生徒の教育が後退しないよう、市の教育の現状については尊重して進めてまいりたい。

・支援学校の大阪府移管は都構想の問題とは関係はない。府内全体の教育の底上げを図っていきたい。

13. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 障害児学級の編制基準を府独自で改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

【基本回答】

小中学校の支援学校の充実を図るため、小学校で228、中学校99、合計327学級の増設置を行った。国においても人的措置の整備について要望してまいりたい。今後とも適切な学級設置に努めていきたい。ここ数年1名設置は増えてきている。

【質疑】

○児童8人に教員1人では無理。現在6人に1人の教員を配置していただいているがそれでも足りない。

・一名学級数 今年度182学級（小・中あわせて）となっている。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】

市町村の負担と責任で行うこととなっている。今後とも各市町村に対して、国の交付金制度を有効に活用し、計画的にエレベーターを設置するよう働き掛けていく。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。

イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。

エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任もできるようにしてください。

【基本回答】

小中学校における人事異動については、人事基本方針、人事基本要領を定め計画的に実施している。該当校の実情に応じて決定をしている。

- ④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

【基本回答】

重度重複障害のある児童生徒の在席が増加しており、多様な人材や専門家が必要となっている。医療的ケアの必要な子どもの教育条件の整備を図るため、財政的支援を行うための体制整備事業を実施し、24市町107校に看護師を配置した。通級指導教室については昨年度より6教室増設置した。支援学級はもとより通級指導教室の充実について、今後とも市町村教育委員会と協力しながら条件整備に向け、市町村への財政整備が充実するよう国に要望していく。

【質疑】

- 看護師の配置が困難。重度の子どもたちが学べるように、十分な支援を行えるよう手立てを講じてほしい。

・看護師の確保は大変困難な状況となっている。看護協会への協力依頼など、様々な手立てを講じている。

- ⑤難聴学級を増やし、難聴学級を充実してください（設備、教員配置、専門性など）。校区にかかわらず、聴覚支援学校・難聴学級の選択を、自由にできるようにしてください。とりわけ、他の障害種別を含め、転学に関しては、「学びの場」を固定なものせず、『発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

【基本回答】

障害種別による学級の設置に努めている。難聴学級29学級を増学級した。「就学相談支援ハンドブック」を活用して、就学時における学びの場の決定は固定したものではないことを示すとともに、柔軟な対応について市町村教育委員会に指導していく。

- ⑥障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、施策を講じてください。

【基本回答】

公立小中学校の学級編成については、府の定める学級編成基準をもとに市町村が行うこととなっている。標準学級数に応じた教員数を活用しながら弾力的な教員配置が可能となっている。

- ⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。

【基本回答】

医療的ケアが必要な子が多数在籍していることを踏まえ、経費の一部を補助する体制整備事業を実施している。今後とも市町村教育委員会に働きかける。

- ⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

【基本回答】

すべての教師の理解と協力が必要であり、府教育委員会として学校全体の取り組みとなるよう指導助言を行っている。一人ひとりの生徒に応じたきめ細かな教育が行われるよう努めてまいりたい。

【質疑】

- LDの子ども。公立の中学校に入学した。読めない・書けない中、必死で学校に行っていたが、遊んでいたところを教科担任の教員に叱責され、学校に行けなくなった。落ち着いていけるようになっていたら、また別の教員から叱責されて行けなくなってしまった。学校全体でしっかり支援してもらえるように指導していただきたい。

- 担任間での温度差があり、理解の軽重もある。困難な時に子供の気持ちに寄り添う体制をつく

ってほしい。子どもたちを理解する上でどのような体制が必要なのか。みんなから送れないような厳しい指導でよいのか。その点をしっかり考えてほしい。

- ・中学校は小学校と比べても障害理解が遅れていることは認識している。教科指導がうまくいっていないことなどの状況もあるときく。生徒指導の在り方についても問題があるように考えている。特に不登校については、支援教育の視点からのアプローチが必要となっているように思う。

○高校の不登校が全国一となっているが、これらの子の多くは小中のうちに不登校の経験がある。

1 4. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

【基本回答】

すべての子どもにとって、「わかる・できる授業づくり」を進めるため、平成25年度より通常の学級における発達障害支援事業を実施し、授業研究を行ってきた。今般その成果を書籍にまとめたのでその活用を図っていく。指導の工夫改善、教育条件の整備を進める必要がある。平成19年度から特別支援し動員の交付税措置が行われている。これにより学習支援員の配置も年々増加している。

【質疑】

○子ども集団の規模が大きく、小学校4年生の一年間ほとんど学校に行けなかった。

○大東市のある小学校では、新一年生でークラスは39人、もうークラスは40人となっている。この中に障害のある生徒が9人在籍している。

- ・様々な形態の加配があるが、大阪全体としては減らしていく方向となっている。こうした中、学級を増やしていく方法として種別設置もそのための手法の中の一つと考えている。

- ②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。不登校の児童生徒が必要に応じて在籍する支援学校から小中学校の通級指導教室へ、また逆に在籍する小中学校から支援学校の通級指導教室へ通えるよう柔軟な対応を行ってください。

【基本回答】

LD、ADHDなどの支援にあてるため、通級指導教室の設置を行ってきた。通級による指導の必要な児童生徒の動向を踏まえ充実に向け努力してまいりたい。新規について6教室のうち中学校が2教室となっている。国から大阪の要望通りに数が下りない状況もある。粘り強く要望を続けてまいりたい。

- ③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

【基本回答】

支援教育推進に当たりすべての小中学校に校内委員会を設置し、コーディネーターを配置して公務分掌に努めている。すべての小中学校校内委員会が設置された。支援教育の推進のために、児童生徒のニーズを学校全体で受け止めきめ細かな教育を学校全体で取り組まれているものと考えている。

- ④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

【基本回答】

知的障害支援学校の整備については、新たな府立学校3校を持って整備が完了した。28年4月の大阪市立特別支援学校12校の大阪府移管を踏まえ、大阪府域全体の将来推計を行うこととしている。

1 5. 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導

委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

【基本回答】

就学相談・就学指導については、平成25年4月の学校施行令改正により、学校地域の状況に応じた総合的な視点による就学指導に改められた。そこでは教育学、医学、心理学などの専門意見を聴取することとされている。発達相談・教育相談については市町村が主体性を持って行うべきものだ。総合的な見地から継続した就学指導・相談が行われるよう市町村教育委員会を指導してまいりたい。

【質疑】

○就学相談は就学先を決めて終わりではない。

・おっしゃる通り、就学相談は進路先を決めてそれで終わりではないことについては、私どもも同じ認識だ。

○発達相談についても市町村で実施できるよう市町村を支援してほしい。

○中学校で居場所を失い、高校の進路先・居場所づくりを保障してほしい。

・巡回指導における補助については、検査を行える教員も存在しており、そのような専門家を育てていっている市町村もある。

・教科学習も含めた支援のサポートが重要となっているものと認識している。

○読み書き障害の代読についても本来は認められるべき。実態をしっかりと把握をしていただきたい。合理的配慮は障害者権利条約にも掲げられている。

・正しい理解がなされていないために必要な配慮が行えていないのならば問題だと思う。

16. 各種講座に手話通訳を付けるだけでは講座の内容を十分理解できません。聾者の社会参加促進と学習権保障のために、ろうあ者成人学校やろうあ女性学級講座の事業助成を復活してください。

【基本回答】

ろうあ者成人学校と成人講座については、情報が不足がちな聴覚障害者にとって、情報獲得並びに学習の場となっているものと考えている。しかしながら、財政再建プログラムに基づき、すべての事業の見直しを行っているところであり助成は困難。外部団体の支援を紹介するなど対応を図っていきたい。

【質疑】

○健聴者には生涯学習の機会が多く保障されているが、聴覚障害のある人には機会が保障されていない。予算を復活してほしい。

・社会教育として重要な役割を果たしているものと考えている。地域公民館活動の活性化や活動交流を課題として活動を進めている。また「絆プロジェクト」にも取り組んでいる。

17. 学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急に実施してください。また、支援学校における非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保を早急に行ってください。

【基本回答】

耐震化については、26年度末で99%完了しており27年度完成を目指したい。老朽化が進んでいる学校については大規模改修工事を順次行っている。今後は給排水管など建物内部の工事も進めていく。防災担当部局とも連携して取り組んでいきたい。国の学校施設改善交付金制度を有効に活用し改修等に努めるよう働きかけていきたい。

18. 高等教育において、障害のある学生に対する合理的な配慮が行われるよう、関係先に働きかけてください。

【基本回答】

府立大学においては、障害のある学生の支援に取り組んできた。障害学習センターを発展的に改組し、アクセスセンターとした。合理的配慮に努めていく。入学試験等についても特別選抜を導入している。入学後は、ニーズに応じてノートテイク、学内移動科医所、コミュニケーションサポートなどを提供している。キャリアサポート室と連携し就職支援にも努めている。

【質疑】

○読み書きの支援についてはどのように考えているのか

- ・昨年度はノートテイク424回実施をしている。私学・大学課として回答できるのは府立大学に限られている。

<障害児の放課後保障>

19. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。

①設備や備品、遊具などの購入に対する補助金を出してください。

【基本回答】

備品整備については、これまで基金事業の対象となっていたが、この事業は平成24年度で終了しており、大阪府として必要性の高いものについて恒久措置とするよう国に求めているところだ。府独自の補助制度については府の厳しい財政事情から困難だ。

②徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。

【基本回答】

送迎については、自宅と事業所間の送迎に加え、平成24年度から一定の要件のもと学校と事業所間の送迎についても報酬算定されることとなった。今後事業の実施状況を踏まえ、適切な報酬算定が行われるよう国に求めていきたい。

【質疑】

- 様々な事情で送迎者に乗れない状況がある。その場合徒歩で対応しているが、加算対象とならないので困っている。
- 校区の学校や自宅には車が入れないところも多数あるため徒歩送迎を行っている。そこに加算をつけてほしい。
- ・国は車両送迎しか想定していない。大阪府としてさらに子どもにとってよりよい状況なるよう国に求めていきたい。

③利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。

【基本回答】

利用者が必要なサービスを選択できる制度となっている。報酬については適切なものとなるよう国に求めてまいりたい。

【質疑】

- 20人に定員に拡大したとたん報酬が大幅減となり経営が厳しい状況となった。
- 4月報酬改定で加算メニューが増えたが、一つひとつの申請手続きが大変。事務手続きが負担とならないよう配慮していただきたい。
- 学校連携加算について、その存在を教育委員会は認識していなかった。障害福祉の方からも教育委員会に福祉施設との連携の重要性の周知について働きかけてほしい。
- 所得区分の刻みが荒く、4600円上限の基準額をわずかでも上回ると37200円までの自己負担が必要となる。そのことで児童通所支援事業を利用できなくなったお子さんもうまれている。兄弟での利用ケースも負担が大変だ。
- 宿泊学習などがあった場合利用できない子どもが多数生まれる場合もあり、運営の安定性が損なわれている。
- ・日払いについてはサービス提供量に応じたものとなっており、そこは理解していただきたい。月払いとなると、総額が膨らまざるを得ず、一か所ごとの単価の削減等の誘因となる。
- ・学校との連携については、別に放課後等デイ事業者と懇談をさせていただいた際に、問題だとの指摘を受けている。あらためて教育委員会と話をさせていただく。

④保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。

【基本回答】

利用者負担については負担能力に応じたものとなるよう軽減策が講じられている。生活保護世帯・市町村住民税非課税世帯は負担ゼロとなっている。必要に応じて国に対応の要望をおこなっていく。

⑤主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所が増えるよう以下の点の改善を国に要望するとともに府としてできることを行ってください。

ア) 喀痰吸入研修などの研修を受けるにあたって補助を出してください。

【基本回答】

社会福祉士・介護福祉士法が改正され、平成24年4月より医行為の一部を介護福祉士が業として行うことが認められたところだ。たん吸引の研修については、大阪府が登録を行った登録研修機関が行っており現在も登録を行っているところ。費用については一律にない現状であり、また補助制度の創設も困難な状況であるが、今後研修の質を確保するとともに、認定に当たっては迅速な手続きが行えるよう努めてまいらる。

【質疑】

○養成研修に係る費用が非常に高額となっており、困っている。

・放課後等デイサービスの事業所は600を超える状況。政令市を除くと300という状況だ。しかし重心対応施設は14にとどまっている。大阪府として研修に対する助成は行っていないことはその通り。これは民でできることは民でという基本的な姿勢によるものであり、43の研修機関が認定されている。今後もみなさんと話し合いながら国に要望していきたい。

イ) 重症心身障害児としての受給者証発行の要件を、知的障害はないが常時医療的ケアの必要な児童や全盲の児童にも広げてください。

【基本回答】

重症心身障害児に対する報酬算定基準は設備及び職員配置基準を満たすことに加え、対象児が重症心身障害児であることが求められる。国に対して必要な報酬算定となるよう求めていく。

【質疑】

○重症心身障害児を対象としたデイサービスは全国にも非常に少ない。大阪府下でも24年度以降新設された事業所は15にも届かない状況。どうすれば増えていくか、一緒に考えていってほしい。人員要件が大きな壁になっている。看護師、機能訓練士の配置などハードルが高い。機能訓練士の免許発行数が23万人。保有者のうち児童分野で働いているのは4200人に過ぎない。9月末以降はサービス提供時間に機能訓練士が必ずはりつかないといけなくなった。大阪府独自に緩和策も講じていただいているが、要員確保は困難な状況。

○肢体障害のみ勘案されて、視覚障害等について重症心身障害児の要件に該当しないといわれるばあいもある。また、医ケアが必要であるにもかかわらず知的障害を伴わないので重症心身障害児と認められない場合もある。認定要件を緩和していただく必要がある。

○別途懇談の場を設けていただきたい。個別ケースへの救済についても府との懇談の中で対策を検討していただきたい。

・重度障害が重複している方の放課後の居場所を増やしていくことは重要。重症心身障害児の要件はそれとは別の話だと思う。全体の実態を把握していないので、状況把握したうえでお話をさせていただきたい。

・懇談の機会はぜひ持たせていただきたい。

20. 学校と事業所との連携をしっかりと図ることができるよう、各学校へ送迎に関しての協力、行事予定表などの配布、担当教諭との懇談等、連携が取れるよう働きかけてください。

【基本回答】

放課後等デイサービスを含む、教育と福祉の一層の連携について支援学校に周知をしている。送迎については、保護者からの連絡に基づき可能な限り対応している。

【質疑】

○学校への送迎車両に関して、混乱はあるものの少しずつルール化されているように見受けられ

る。各学校の先生にも周知が図られてきているが、中には「塾的なものに学校行事予定は配布できない」といわれたり、事業所が子どもを迎えにいったとき「事業所に子どもを引き渡せないと」いわれたり「母親と一緒に来るように」といわれる例もいまだにある。

- ・送迎者の数が増えている状況。学校と事業所との連携を持ち安全に努めているところだ。個人情報等のかね合いがあるので、すべての情報について公表できない場合もある。教員との懇談についても、児童生徒の安全に重点を置き、安全を確保する上での情報について共有できるように努めている。

○個別支援計画との関係について、ご理解いただいているのか。

- ・把握していない

○個別支援計画を作成するための懇談を年1回行うことに、加算が付いたという事を知らないのか。

- ・知らない。確認する。

○学校に対する具体的な指示を行わないと改善できない。教育委員会と福祉部局で連携をとっていただきたい。

21. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを各地域に整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいよう対策を講じてください。また、学校のプール・体育館なども開放して利用できるようにしてください。

【基本回答】

学校体育施設開放事業については、府民のスポーツ拡充方策として、体育施設を開放し地域スポーツの振興に努めているところ。一年を三期に分けて各期ごとに各府立学校から学校開放可能日の報告を受けて決定している。

【質疑】（教育委員会）

○学校施設の更衣室の改善など図ってもらえるとありがたい。改善をお願いしたい。

○放課後等デイに来る子どもは、本来クラブ活動などに取り組めることが望ましい。しかしそれができない中、放課後等デイサービス等での対応を行っている。環境の整備を行ってほしい。

○これまでサマースクールに学校施設をお借りしてきたが、突然今年から借りられなくなった。

- ・学校開放事業は府立高校の開放事業。府立高校ではプールの開放を行っていない。運動場などの開放について、市との調整窓口となっている。市民プール等については市に要望を上げてほしい。支援学校の開放については、校長がどのような理由で判断をしているのかわからない。今までと対応が変わったわけではない。

・吹田支援の学校施設開放については、教育委員会として事情を確認する。

・答えられるかが出席していないことについて、あらためて内部で調整させていただく。

【基本回答】（福祉部局）

大阪府では障害者の自立と社会参加を促進し、広く人々との交流を図るふれあいの場としてファインプラザ大阪を開設している。個人利用においても障害者利用日を設ける等、障害者への利用に供してきた。今後ともニーズの把握に努めつつ皆様のご利用に供していきたい。ファインプラザでは、地域のスポーツ施設や支援学校を含む小中の指導者にも参加していただきスポーツ教室などを開催する等、障害者が地域のスポーツ教室等に参加できる環境を広げていく事業もすすめている。大阪府ホームページでも文化・スポーツ情報、施設情報を公開している。

【質疑】

○市町村のスポーツ施設・文化施設については整備費がついておりその改修時に必要な施設整備が行えるかどうかについて調整を図って参りたい。

<医療>

22. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。また、障害の重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障害者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。合わせて、「訪問看護の自己負担分」にも助成制度を適用してください。

【基本回答】

福祉医療費助成制度はすべての都道府県で実施されており、事実上のナショナルミニマムであり、国において実施されるべきものとする。国制度として整備されるまでの間、自治体で実施している本制度について、その制度の拡充は本府財政の事情等により困難。これまでに市町村と共同の検討会において協議してきたが、平成25年度における抜本見直しについてはいったん棚上げとしたところだ。

訪問看護利用助成事業については、重度の障害児者で居宅における訪問看護の実施が必要とされる者に利用料助成を平成8年度から実施している。介護保険対象となっていない重度障害児者に対する利用料を1割とした市町村に対してその費用の半額を補助するものとして助成している。

【質疑】

- 平均余命が伸びてきて障害者も高齢化してきている。軽度者についても医療費助成を拡大してきちんと受信できる環境を作っていただきたい。
- 医療に係る機会が多いが医療費負担が膨大にかかる。軽度者であっても月当たりの収入は本当に低い。

24. 言語障害のある脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

【基本回答】

医療機関においては障害の有無にかかわらず適切な医療が受けられることとなっているが、障害者が受診した場合、療養上の看護のすべてを医療機関スタッフで担うことは困難であり、ご不便をおかけしていることについては認識している。ホームヘルパーの派遣ができるよう国に対して要望をしている。

25. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させて、広く障害者・家族に周知・広報してください。障害者が地域の医療機関で安心して適切な医療が受けられる専門医療機関を充実させて、地域医療機関と専門医療機関の連携を強めて、適切で敏速な対応ができる体制を整えてください。医療的ケアの「地域ケアシステム」(医療的ケアネットワークシステム)の構築を早急に図ってください。

【基本回答】

障害者地域医療ネットワーク事業について今後とも周知に努めてまいります。

26. 脳性麻痺やポリオ、脊椎損傷や頸椎損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。

- ①幼少期や学齢期から自らの障害を正しく捕らえて、二次障害への知識・認識を正しく持つように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導(アドバイス)できるシステムを創設してください。
- ②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。

【基本回答】

二次障害の具体的な状況把握のための調査を行うことは困難であるが、障害者計画の策定にあたっては生活実態・ニーズを調査している。今後とも定期的な把握に努めてまいります。

大阪府では、在宅の障害児の地域における生活の支援のために、身近な地域で相談・療育指導が行われる機能充実を目的として、障害児等療育支援事業を実施している。発達障害児への支援に

については、障害児通所支援に従事する職員への技術研修として「発達障害児療育支援事業（障害児通所支援従事者育成事業）」を実施している。今後とも適切な療育支援に努めていく。文科省は特別支援教育を実施するにあたりすべての学校に校内委員会を設置し校務分掌を行っている。支援教育コーディネーターを設置し、様々なニーズに即応できる地域支援システムの整備のために、地域支援リーディングスタッフとして配置し巡回相談を実施している。府立支援学校がセンター校としての役割を果たしていけるよう、各市町村・教育委員会との連携を図るよう助言指導していく。

保健所において身体障害児に対する療育指導を行っている。また、障害者地域医療ネットワーク事業による地域協力医療機関を指定している。ネットワークの周知を図ってまいりたい。障害者の身近な地域で相談を行う就業・生活支援センターを整備して委。就職職場定着を目指す一貫した支援に取り組んでいる。きめ細やかな就労支援の充実に努めていく。二次障害の発生予防のための職場環境の見直し等の配慮が必要。関係部局が連携して取り組むことが重要と考えている。福祉部、商工労働部、が連携して、事業主に啓発を進めている。

27. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【基本回答】

現在A類疾病12種類、B類疾病2種類のうちインフルエンザはB類疾病として、5歳以上の方等を対象として実施しているところだ。予防接種は府民の生命と健康を守るための重要な手段であり、特に子どもの摂取については重要と考える。任意接種については健康被害が生じた際に救済対象となっていないため慎重な対応が必要と考えている。国の方針を注視し必要な予防接種については、定期接種となるよう国に要望してまいりたい。

【質疑】

- 障害者にとってインフルエンザの予防接種は重要。少ない年金で摂取を確保することは困難。
 - ・国の審議会が必要が認められれば定期接種となる。任意接種のものについては府として独自に補助することは困難。
- 東京世田谷などでは任意接種でも補助を行っている。
 - ・府として何ができるのかについて検討していきたい。

28. 聴覚障害者が安心して治療を受けられるように、府下の市町村直営の病院や民間の病院に、手話通訳者の設置や手話のできる看護師、相談員などの配置ができるように働きかけてください。また、府下の市町村直営の病院や民間の病院の医療従事者を対象に聴覚障害者への理解を広めるための研修を行なってください。

【基本回答】

手話は重要なコミュニケーション手段であり必要不可欠なものと認識している。医療機関での病院スタッフとのコミュニケーション手段の確保は重要。診察時、医師の説明時などへの手話通訳者の派遣を行っている。府として手話通訳に関する専門的知識や聴覚障害者を深く理解した通訳者を養成するための研修事業を実施している。今後とも養成・確保に努めてまいりたい。病院スタッフに手話の地域・技能を習得してもらうよう、手話奉仕員養成講座の開催について民間病院に周知してまいりたい。

大阪府では障害者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、ネットワーク事業を実施し、具体的な支援について記載した「障害者配慮ガイドブック」を作成している。また、「絵カード」「医療サポート手帳」などの支援ツールをホームページに記載している。

【質疑】

- 聴覚障害者が安心して病院に係るためには、通訳者の配置が欠かせない。
- 養成、派遣、設置の3つの方法での対応が求められている。設置についてはどうか。地方独立行政法人の病院についてはどうか。
 - ・元府立の5つの病院の中で、急性期総合医療センター等の4病院では非常勤職員を配置している。成人病医療センターは必要時に配置するときいている。
- 成人病センターだけ配置されていないことについての是正をお願いしたい。

29. 手話でのコミュニケーションができない環境にいるために自分の思いを伝えられないまま不当に精神科病棟等に入院を続けている聴覚障害者に、大阪ろうあ会館、なかまの里、あいらぶ工房など専門の機関を利用するよう、大阪府として自立支援促進会議や退院促進支援協議会に働きかけてください。

【基本回答】

病状が落ち着き退院できる状況でありながら長期入院となっている方の退院促進のために、府内16の障害保健福祉圏域ごとに支援員を配置して「精神障害者退院促進支援事業」を実施している。大阪府で実施してきた地域移行の取り組みを、さらに総合的に実施し、長期入院精神障害者の個々の障害特性にも配慮しながら退院促進に努めてまいりたい。

○退院後の暮らしの場が整備されないと具体的な退院促進にはつながらない。

・在院患者調査では、病床数2万床のうち1万7千人が入院されており、このうち長期入院のまたは5年間で約1000人（17900人から16893人に）減少した。あと3年間で長期入院の解消を図っていくこととしている。

30. 医療機関に入院（生活）するろう重複障害者が、必要な情報・談話・医師や看護師等の説明、また外出等が可能となる様、手話ができるヘルパー（ガイドヘルパー）等を派遣・利用できるようなシステムを大阪府として整備してください。

【基本回答】

聴覚障害の方々の円滑な日常生活を送る上で、手話は重要なコミュニケーション手段と考えている。国の通知によって療養上の世話は看護補助者等により病院において行うこととなっており、居宅支援にあたるホームヘルプの派遣対象とはなっていない。本府としては障害のある患者等のニーズの対応した制度となるよう国に求めている。

○病院のある市町村から手話通訳派遣もされるようになったが極めて地域差がある。これまでは施設の職員で対応せざるを得ない状況があった。

○ろう重複者にはコミュニケーションだけではなく介助も必要。

・国の通知において入院時の看護・介助については病院スタッフが行うという大前提がある。しかしながら十分対応ができていない状況についても様々な団体から実態が出されており、大阪府としても国に対して要望をしているところだ。皆さんからのお話については大阪府が要望を行っていく上での事例として活用させていただきたい。

32. 障害児者が安心して治療できる専門病院（歯科も含めて）を府内各地に増やしてください。

【基本回答】

府立急性期医療総合センターに障害者歯科を設置するとともに、歯科医師会において障害者歯科センターの設置を行っていただいている。二次医療機関に一か所設置できるよう整備を進めている。

【質疑】

○障害の特性をわかっただけだと医療にかかれぬ。府立心の健康センターの診療科がなくなるのでということで次の病院の一覧が渡されただけで混乱してしまった。金剛コロニーの「すこやか」では産婦人科のドクターがいなくて診療できないといわれた。歯科については、南河内で南河内障害歯科があつて助かっているが患者が多くて予約が取りづらくなっている。診察してもらえる医院がどこにあるのか、そんなことをどこにきけば教えてくれるのか。

○歯科について豊中市では国のモデル事業として2つの保健センターで実施されている。それに倣って北摂地域は障害者歯科の整備が進んでいる。大東市や四條畷、交野市には整備されていない。格差が生じないようにしてほしい。0

○重度障害を持っていると専門的にみてもらえる病院が近くにはない。症状を訴えることもできないので総合的にみてもらえる病院が身近な地域に整備してほしい。親が元気なうちには何とか対応できるが市内に一か所整備してほしい。

33. 障害児者の医療に関しての相談窓口を設けてください。

【基本回答】

本庁に設置している医療相談コーナー、府内各保健所の医療相談窓口において、相談に応じるとともに、必要な助言指導を行っている。障害児については政令中核市を除く府内12カ所の保健所において療育指導の取り組みとして、療育相談、家庭訪問個別相談、学習会等を行っている。

【質疑】

- 身近なところに相談できる場所がほしい。
- ・本庁の相談は、一般的な医療相談ということになっている。

<障害者福祉施策>

34. 障害者権利条約や障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と国が取り交わした基本合意と障害者制度改革推進会議がまとめた骨格提言に沿って、応益負担の撤廃や障害支援区分の廃止など障害者の権利保障のための新法「総合福祉法」の実現を国に強く求めてください。

【基本回答】

常時介護を要する障害者に対する支援等福祉サービスの在り方等について、引き続き検討されることとなっているが、これらについては社会保障審議会障害者部会で審議されている。11月から12月にかけてとりまとめが行われることとなっており、大阪府としてはこの審議も含め、事業実施状況を十分に踏まえ、障害者の自己選択・自己設定を尊重し、将来にわたって安定的な運営が行われるよう国に求めていく。

【質疑】

- 今年度についてはすでに要望を国に挙げているか。
- ・各府県との文言調整などを行っている途中。まだ要望は行っていない。本日のご意見も踏まえながら内容について検討してまいりたい。
- 3年後の見直しについて、国の会議はすでに設定されているのか。
- ・毎年10月、2月くらいに開催されるが、現在までに日程は示されていない。

35. 利用者負担については、障害に伴う必要な支援は、原則無償としてください。当面、障害者サービスから介護保険制度の対象となった者については、障害者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。

【基本回答】

大阪府においてはこれまでも国に対して、利用者負担に対する制度改善を求めてきており、現在累次の制度改善を通して低所得者について無料となっている。国において法施行後三年後の見直し検討が行われている中、制度の実施状況を十分に踏まえ、今後も国に要望を行ってまいりたい。介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えることを制度目的としており、利用負担は、制度利用についてのコスト意識の涵養、サービスを利用する人としらない人との均衡を図る上から設けられたものであるが、その負担額には上限が設けられている。食費・居住費等の自己負担分については、所得区分に応じた限度額が設けられている。制度は国において一律に運用されるべきものであり、その改善については必要に応じて国に求めてまいりたい。

【質疑】

- 保険料負担も大きい。府内の保険料の状況について示してほしい。
- ・第6期の保険料の基準は市町村ごとに設定されている。一番高いのは大阪市6900円台、一番低い高槻市は4900円台となっている。

36. 障害支援区分へと変更されて1年が経過しましたが、認定状況や変更実態の把握と検証を府として行ってください。それらの結果を踏まえ、次年度予定されている施行後3年の見直しに向けその改善を国に要望してください。

【基本回答】

平成26年4月から障害支援区分による認定区分が行われているが、本府としては市町村における概括的な状況の把握等について行っているところだ。法施行後三年後の見直しが行われているが、実施状況を国において十分に踏まえつつ、自己選択自己決定が尊重される者となるよう国に要望を行ってまいりたい。

37. 調査員への研修を徹底し、認定調査員によって違いが生じないようにしてください。

【基本回答】

現行の障害支援区分は、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、心身の状態を総合的に把握するためのものとして行われている。大阪府として毎年度認定調査員研修を実施し、市町村を通して研修が必要な担当職員への研修を実施しているところだ。

38. 特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。研修費用の助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。

【基本回答】

社会福祉士及び介福祉士方が改正され、平成24年4月より一部行として医業が行えるようになった。登録研修機関の登録業務を行っており現在43の期間を認定している。昨年度から12増加している。各研修機関の研修費用については一律ではなく、補助についても困難。登録に際しては十分に事前調整してまいりたい。

39. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や具体的相談内容等）について明らかにしてください。市町村における格差が生じないようにしてください。

【基本回答】

指導監査は、障害者総合支援法、地方分権法にのっとり、現在33市町村にその事務を移譲している。権限委譲した市町村への助言については、その件数を集計していない。問い合わせに対しては府として対応をしている。加算の考え方等について府でも判断できない場合は速やかに国に照会している。

【質疑】

○市町村数は変わっていない。実地指導の実施率はどうなっているか。

・市町村数は変わっていない。28年度から新たに寝屋川市に権限移譲する予定。実施率は全前年度に実施していないところから選定することとなっている。府管171事業所14%の実施率となっており、全国標準並みの実施率となっている。内容を効率化し広く深く実施できるように努めていきたい。ホームページでも指導項目をアップしている。

40. 行き場の全くない、重度、最重度の高次脳機能障害者の方を、府として支援できる事業もしくは体制づくりを早急に実施してください。また、高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じると共に扶助義務によって利用料が発生しているケースについての実態調査をしてください。

【基本回答】

高次脳機能障害者への支援については、大阪府障害者医療リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談支援、訓練等を実施している。加えて二次医療圏ごとに地域支援ネットワークの構築を進めているところだ。重度・最重度の方々について、高次脳機能障害の状態像を的確に把握するための支援連携ツールの開発を進めていくこととしている。

利用者負担については大阪府においてこれまでも国に対して制度改善を求めてきた。累次の改正を経て、市町村民税非課税の利用負担はゼロとなった。世帯単位も本人と配偶者となった。配偶者については民法で定める扶助義務に基づくものとなっている。そのあり方については、法施行三年後の見直しとして社会福祉審議会障害者部会でも検討されている。

【質疑】

○高次脳機能障害、重度者が増加していることへの対応が必要。実際に行き場がない。

・仮に公が重介護の施設を作ってもすぐに埋まってしまうことが予想される。そこで共通言語となるべき支援ツールを開発することで重度の方への対応が可能な社会資源の配置について実態を把握し、今後の政策的な課題を検討していく材料としていきたい。

4 1. 入所施設を整備してください。

①北摂地域に療護介護施設(旧重症心身障害児者施設)の設置に向けて、府として特段の援助(土地提供等)をしてください。

【基本回答】

大阪府内8カ所の利用要介護事業所があり、北摂では刀根山病院が指定を受けている。第四次障害福祉計画に定める、療養介護を必要とする人に提供できるよう努めていく。

②入所施設を整備・建設をおこなってください。医療的ケアの利用者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。また、看護師配置が可能となる補助を創設してください。

【基本回答】

第四次障害福祉計画においては、地域移行を推進することとしており、平成25年度末で施設入所者5014人について700人以上の地域移行を目標としている。医療的ケアについては、看護を評価するための医療連携体制加算がある。

③報酬単価の改善を大阪府として国に要望するとともに、実施されるまでの間、大阪府において独自の支援策を講じてください。

【基本回答】

障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度。本府独自の補助制度の創設は困難。必要に応じて報酬額の見直しを国に求めていきたい。

④夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。

【基本回答】

報酬額、人員配置基準は全国一律の制度であり、報酬改定については国に必要な要望を行ってきた。平成24年改定で夜勤体制加算の改善が、平成27年改定で重度障害支援加算の見直しが行われたところだ。今後とも必要に応じて報酬の見直しを国に求めていく。

⑤重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。

【基本回答】

設備改善については既存施設が老朽化している場合等について施設改善補助の対象となるので、施設設置者から市町村に相談をしていただきたい。

【質疑】

○職員の体制が不十分

○現在の待機者数はどうなっているのか

・重度化・高齢化に伴う補助制度の創設等国にもめている。重度障害者支援加算の要件が見直され、職員処遇改善加算に新たな区分が設けられ12000円の加算が行われるなど、少しずつ改善されてきている。重度化高齢化に特化した職員の配置基準を作っていくことなどが課題となっていると思う。

・待機者の数字はいま持ち合わせていない。

⑥入所施設で暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】

障害者総合支援制度は全国一律の制度であり、その改定を国に対して行ってきたところだ。入院時への対応としては、入院外泊加算・入院時支援加算が算定されることになっている。今後ともその改善を国に求めてまいりたい。

【質疑】

○入所者の入院時の加算は面会想定で付き添いを想定していない。本人の力を低下させないためにも施設職員の付き添いが必要。

⑦必要に応じてガイドヘルパーが利用できるようにするよう国に働きかけてください。(守る会)

【基本回答】

移動支援事業については、障害者総合支援法に基づき地域生活支援事業に位置づいている。国の要綱により使用でき場合について規定されている。施設入所者に対するガイドヘルパーの派遣については市町村に対して文書で協力依頼したところだ。市町村での相違が生じることを避けるため、移動支援の考え方を取りまとめたところだ。平成26年3月に運用状況を調査したところ、34の市町村で実施されている。

【質疑】

○今年度の状況はどうなっているのか。

・今年度についての状況を現在把握しているところ。詳細が分かれば団体にも示したい。

☆「地域生活支援拠点」について、府としての具体的な計画・見通しを明らかにしてください。

【基本回答】

地域生活支援拠点の基本指針では、各圏域に少なくとも一つ整備することとされている。市町村圏域において地域の実情に基づき検討状況についての把握に努めていく。

【発言】

○地域生活支援拠点の整備を広げてほしい。

【回答】

国は具体的な内容を示していない。国に対する要望書を提出している。府としては事業所・市町村それぞれの立場で支援拠点を増やすための手だを講じている。ヒヤリングについては今後検討していきたい。

42. グループホーム制度を拡充してください。(きょうされん)

①移動支援や通院介助の回数や時間名と地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。

【基本回答】

グループホームの通院等介助については、世話人等が個別に対応することが困難な場合等についてホームヘルパーの利用が可能となっている。画一的な内容とならないよう市町村に対して必要な調整を行ってまいりたい。

②必要とするグループホームのスプリンクラーや自火報の設備補助をお願いします。既存のグループホームだけでなく新規開設のグループホームにも適用してください。

【基本回答】

スプリンクラー設備の設置については、社会福祉施設等施設整備補助金の対象となっている。補助要件があるので設置者から市町村に相談していただきたい。

【質疑】

○スプリンクラー設置を途中から求められても困ってしまう。

○補助制度のわかりやすい告知等、周知徹底を図っていただきたい

・制度発足当初整備補助金全体で国の予算が200億円あったものが、昨年度30億、今年度26億と先細りしている。昨年度・今年度は2件となっている。今年度については何とか2件つけることができたが、2件目は満額手立てがすることができなかった。昔は基金等の整備補助がありその都度ご案内させていただいたが、施設への周知はホームページでということにさせていた。

③府営住宅の消防設備については、消防設置及び設備維持費も含めて大阪府の責任で行ってください。

【基本回答】

府営住宅の消防設備の維持管理については設置管理者の責任で行っている。

【質疑】

○消防設備の設置ができないことを持ってグループホーム利用を拒むことはないか。
・普通の住宅に設置義務のないものを消防法で整備しないといけなくなったということであり、消防との話し合いになる。設置管理者として利用を拒むという考えはない。

④消防については、各消防署での対応の差があるので統一させてください。

【基本回答】

障害者施設に対する消防設備の設置指導については、法令・通知等に基づいて行っているため、市町村での格差については基本的には生じていないものと考えている。

【質疑】

○吹田では除外規定を申請して重度障害者が入居できているが、枚方では許可されなかった。基準をどう読むかについて判断が担当者ごとに異なる。

○6項口に該当する施設はどれくらいあるのか。

・数はつかんでいない。各消防本部で個々に把握している。
・スプリンクラー基準についてはかなり詳細な基準を国が決めており、これについて市町村で解釈に格差が生じているということはないと考えている。現状についてあらためて枚方等について確認をする。

⑤サービス管理責任者の必要研修や、重度支援加算で支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。

【基本回答】

研修は年3回実施している。強度行動障害への支援の研修については今年度から行う。喀痰吸引研修は平成27年3月段階で43研修機関が登録されている。実施期間は大阪府ホームページで公開している。

⑥グループホーム利用者の居宅の通院介護について、月2回以上必要な人にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

通院等介護については基本的に日常生活上の支援の一環として行うことになっているが、慢性疾患等で世話人が個別に対応することが困難な場合には算定されている。

【質疑】

○通院に際して、ホーム職員が同行することで、本人の身体の状態等を代弁することができる。
○利用者の高齢化に伴い、病院に通院する機会も増えている。月二回の限定は取り外していただきたい。
・大阪府としても国に確認をしてその結果について皆様にお示ししていきたい。

⑦グループホーム開設の為の土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。(守る会)

【基本回答】

独自の補助金交付は困難。社会福祉施設等施設整備補助金として2270万円を上限に補助を行っている。

⑧グループホームは宿泊が必要で、職員確保が通常以上に大変厳しい実態です。大阪府としてもグループホーム職員確保の為の施策をお願いします。重度障害者が生活するために必要な支援を行うための独自の助成制度を設けてください。(下線部分守る会)

【基本回答】

報酬は全国一律の制度でありその改定について国に要望してきた。基本報酬の充実、夜間支援体制加算等について一定の改善措置が図られた。報酬額の見直しについては引き続き国に要望してまいりたい。

⑨グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】

全国一律の制度でありその改定については国に要望してきた。グループホーム利用者の入院に関しては、入院時支援特別加算、長期入院時特別加算の算定対象となる。今後とも報酬額の見直しを国に求めている。

⑩高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

【基本回答】

利用者の心身の状況等により日中の支援を行った場合に日中支援加算が算定されることとなっている。今年4月の改定で見直しが行われ、日中グループホームで過ごす場合にも算定されるようになった。

【質疑】

○休日の日中支援についても報酬算定されるべき。休日はすべてガイドヘルパー制度を用いて外出している事業所もあると聞いている。

○休日が増えて対応に追われている状況だ。

43. ホームヘルプ制度を拡充してください。

①ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

【基本回答】

これまで国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など利用者負担に関する制度改善を求めてきたところ。本府独自で利用負担について軽減措置を講じることは困難。

②ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。

【基本回答】

平成24年4月から、処遇改善加算、処遇改善特別加算が創設され、今年の報酬改定でさらなる上乘せが行われた。30分間隔の区分けから15分間隔の区分へと変更された。これらの効果を見極め、必要な改善について国に求めている。

【質疑】

○1単位15分の区分となったことでヘルパーの報酬が実質的に減となっており、なり手がいない状況が広がっている。

○重度障害者に対応できる事業所を探すのが大変。

・今後とも課題として認識し、国にも要望してまいりたい。

③府下各地域で、医療的ケアのできるヘルパー事業所を増やしてください。合わせて「地域ケアシステム」（医療的ケアネットワークシステム）の構築を早急に図ってください。

【基本回答】

社会福祉士、介護福祉士法上の医療行為については5行為が列挙されている。府が登録を行った研修機関において必要な研修を行っている。安全性を確保できるよう適性に認定するとともに、登録した事業所の情報をホームページで公表している。

【質疑】

○ネットワーク構築についての進捗状況はどうなっているか。

・自立支援協議会ごとに地域ケアシステム検討会を設け提言をいただいた。ライフステージを通した一貫した相談システム、医療との連携強化、障害福祉サービスの充実強化の提言をい

ただいた。ケアコーディネーター事業、医療型短期入所整備促進事業の2つの事業の具体化を進めている。

- ・ケアコーディネーター事業・重心の方にかかわる医療関係者について二次医療圏ごとに会議体を設け、手帳要件から捕捉できる8000人の重心の方々の現状把握へのアンケート調査を行い、実態をもとに会議体で圏域ごとに課題分析を行う。医療だけのつながりの方に対して福祉サービス利用の体験会を設けたい。社会資源の情報集約を行い、事業者に対する研修なども行っていく。昨年は南河内でモデル実施し、今年度は府下5圏域で実施している。
- ・医療型短期入所整備促進事業について、介護手当（月1万円）の支給対象者に対するアンケートで必要なサービスとしてショートステイの要望が高いことに着目し、病院に緊急受け入れ先として機能していただくことを目的にして、現在6つの圏域で実施されるよう働きかけている。受け入れ先については順次ホームページで公開している。

④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。

また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

【基本回答】

通院等介助については、病院、官公署、指定相談支援事業所が対象となっており、看護や療養上の世話は、病院において行われることとなっている。病院内の移動等の介護は病院内の看護師や看護補助者が対応することとなるが、場合によっては通院等介助の対象になることがあるので市町村に問い合わせさせていただきたい。

【質疑】

- 院内介護・通院等乗降介護についての扱いはどうなっているのか。
 - ・市町村の判断で病院内での介護について実施しているところもあると聞いている。
- 通勤での利用について、雨ふりの時に車いすごとの合羽を着て移動するが、定期券をとり出すことがとても困難で人にも迷惑をかける。電動車いすは暑さに弱くモーター加熱を避けるため突然止まることもある。実際に通勤時に止まってしまい、通行者に助けを頼んで手動に切り替えて押しもらった経験もある。
 - ・今お聞きしたことを持ち帰り検討してまいりたい。知事会からの国への要望について、通勤・通学の支援策の制度化の検討を求めている。

イ) 入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で)制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。

【基本回答】

病院内での介助については、医療機関の看護師や看護助手が行うこととなっておりホームヘルプの派遣対象とはなっていない。本府としては障害者のニーズに基づき、国に制度改善を求めている。

【質疑】

- 重い言語障害がある障害者が入院した時、看護師とのコミュニケーションが取れないことを訴えていた。入院時も慣れた人に介護をしてほしいというのが切実な願い。
 - ・国通知で看護は病院が行うとされている。ここが大きなハードルとなっているので、その改善について国に対して求めているところだ。院内科医所は市町村で可能との但し書きがあるので、ここには何が当たるのかについて国にも求めていきたい。全国知事会からも要望が出されている。
- コミュニケーションサポートの市町村事業を広げていく方向での働きかけはできないか。
 - ・ご意見を参考にさせていただきたい。

ウ) 大掃除（換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等）や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

【基本回答】

原則として日常的に行われる家事の範囲を超えた支援内容や、経済活動に当てはまる者については国の定めるホームヘルプサービスの対象とはなっていない。個別に市町村に問い合わせをしていただきたい。

【質疑】

- 日常を切り分けていくことは問題がある。改善できないか。
 - ・昨年は換気扇の掃除について市に問い合わせるように書いていたが、それが書きすぎということと今年度は削除した経緯がある。市町村の裁量でさばかれていくべきことと考えている。
- ⑤健康の維持は、障害者の地域生活にとって根底を支えるものです。通常時に必要な支援の量より、病気や怪我から回復するため、あるいは、障害のためかかりやすいと思われる病気を日常的に予防するためには、普段より多くの支援が必要です。それらの事情に対応するための市町村への財政支援を行なってください。
 - ア) 入院するまでもない病気や怪我で、障害者が一時的に自宅で療養しなければならない場合、独居あるいは介護力が小さいものには、治癒までの間、(医師の意見書などをもとに) 居宅支援または重度訪問介護の支給量を増やす措置を講じてください。
 - イ) 誤嚥性肺炎等、再発しやすい疾病になった場合、必要であれば、予防措置(口腔ケア等)が日常的に行なえるよう介護支給量を確保してください。
 - ウ) インフルエンザ等の感染症に利用者が罹患した場合、介護事業者が当該利用者に関わる従業者に対し必要十分な感染予防措置がとれるよう、リスクマネジメント加算を行うよう国に働きかけてください。

【基本回答】

緊急時のヘルパー派遣について、家族からの要請内容の緊急度を勘案して、事業者において24時間以内に行った対応については、緊急時対応加算の対象となる。インフルエンザ等の感染症については、施設設備の衛生的な管理、利用者の衛生管理に努めるよう各事業所に対して指導に努めている。感染症予防にかかる予防接種に対する報酬加算はなく、本府としても独自に補助を行う考えはない。

- ⑥ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。(障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど)

【基本回答】

国の制度では、介護職員初任者研修の修了段階において居宅介護に従事できることとなっているが、本府では初任者研修修了者を対象に、さらにホームヘルパー研修を実施している。この研修には人権意識を高める講座も含まれている。

- ⑦重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

介護保険との適用関係に関する国の通知では、障害者施策から提供されるべきサービスについて行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等が列挙されている。これらの通知を勘案して、一律に介護保険を優先するのではなく、適切な支給決定が行われるよう、市町村に対して助言をしているところだ。重度訪問介護における外出には国の報酬基準により、通勤、営業活動などの外出を除くこととなっている。入院中については、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととなっている。

【質疑】

- 適用関係で示されている障害者固有のサービスメニューは例示列挙という認識でよいのか。
 - ・その通りと考えている。
- 対応に地域差が生じている。各市町村の実態を調査し状況把握に努め、適切な運用に資するよう働き掛けるべきではないか。

- ・状況確認、把握に努めていきたい。
- 各市町村の状況を当方で取りまとめるのでそれをもとに懇談をしていただきたい。
- ・了解した。

4 4. 居宅サービスでは補えない障害者の生活全般のサポートや個々の生活に応じた支援をするための個人付きヘルパー（パーソナルアシスタント）制度の創設を検討してください。

【基本回答】

個々の障害の特性や程度、家庭の状況、本人意向を踏まえ、ニーズに適切に対応できるよう、様々な社会資源を動員した支援計画を作成し、それに基づき支援を提供するために、利用者からの十分な聞き取りの実施等、援護の実施者である市町村に働きかけている。国において、パーソナルアシスタンスの検討が行われるとされているので、その推移も見守ってまいりたい。

【質疑】

- 障害を持つ人が自ら求める支援、生活スタイルに応じた支援の提供が受けられるよう、当事者は求めている。パーソナルアシスタント支援センターなどの設置も考えてほしい。
- 内部での検討も行っているので懇談の機会も設けてほしい。
- ・国の検討課題としてパーソナルアシスタンス（利用者の主導性・関係性）についても挙げられている。これらの動きも見守りながら考えていきたい。

4 5. ショートステイを掛け持ちして利用しているショート難民・ロングショートを解消するために必要な手立てを講じてください。

【基本回答】

利用を希望する障害者の心身の状況等を十分に把握したうえで、適切に判断されるべきものと考えている。今後とも適切に支給決定されるよう市町村に働きかけてまいりたい。

【質疑】

- 財務省主計局が「ロングショート」の実態についての要因分析を求めている。あらためてこの問題についての府のスタンスについておたずねしたい。
- 「ロングショート」の要因を厚労省も把握できていない状況だ。大阪府として実態を把握して国に挙げていく必要がある。ショートステイとして機能せず、入所施設の代替をさせられている。
- ・質としてまとめる場合は企画課が窓口になる

4 6. 補装具について以下の改善を図ってください。

②障害者施策で補装具の支給を希望する人については、介護保険が優先されないことを国が明確にするよう求めるとともに、市町村自治体を指導してください。

【基本回答】

支給認定の際の介護保険との適用関係については、介護保険で貸与される品目については介護保険が優先される。車いすについては、医師や身体障害者更生相談所が判断すれば支給をしている。

【質疑】

- 日常生活用具について、耐用年数等柔軟に対応してほしい。
 - ・日常生活用具の個別事例については市と調整を進めていただきたい。
- ③特例補装具費については、基準額外となっている製品・部品等が支給対象となるように柔軟な支給がされるようにしてください。

【基本回答】

厚労省告示の中で定められている。改善を国に要望する。

④電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。

【基本回答】

電動車いすは補装具。算定基準は告示で定められている。事務取扱要領に定められている。支給にあたっては身体の状態等諸条件を考慮して判断することとされている。使用上の留意事項については格段の指導を行うことになっている。

⑤自由に操作練習ができるシステム（一定期間の機種貸し出しや車いす教習場（操作練習）を作るなど）をつくり、支給決定は、電動車いすの操作困難者に十分な指導・練習を保障したうえで判定をしてください。電動車いすに係る補装具費の支給についての事務取扱要綱が指摘している電動車いすの操作経験を有さない障害者への操作訓練や使用上の留意事項の周知について、当該障害者に具体的な保障を行う機構・体制の整備を図ってください。

【基本回答】

電動車いすは補装具。算定基準は告示で定められている。事務取扱要領に定められている。支給にあたっては身体の状態等諸条件を考慮して判断することとされている。使用上の留意事項については格段の指導を行うことになっている。

⑥通院リハビリでの操作訓練ができるように、模擬電動車いすを配備していない病院には、購入費用の補助制度を創設してください。

【基本回答】

リハビリに使用する治療用補装具については医療保険で対応している。

⑦支給判定は、障害の特徴を配慮して、なるべく普段のリラックス状態で受けられるような環境にしてください。

【基本回答】

一定期間電動車いす等を貸し出すことで練習が可能となっている。

⑧補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。

【基本回答】

修理の基準について、厚生労働省告示で定められている。差額負担を本人負担とすることで支給することは差支えないこととされている。

⑨障害者総合支援法の施行後3年の見直しに際して、補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。（肢障協）

ア) 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。

イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。

【基本回答】

必要に応じて国に要望し参りたい。

47. 府立金剛コロニーの整備拡充を図ってください。（福保労金剛コロニー分会）

①障害者福祉事業団は、民間の施設では受け入れが難しい人たちのセーフティネットの役割を果たしていますが、現行の諸制度ではその運営が困難です。適正な運営が行われるよう、また、強度行動障害者の方々への適切な支援が行えるよう、大阪府として責任を果たしてください。

【基本回答】

事業団立施設を安定的に運営していくために、砂川センターについては、強度行動障害の特化型施設として再編整備してきた。

【質疑】

○どのようにしようとしているのか。

- ・金剛コロニーは障害者200・障害児70人が現在利用されている。平成29年度250人程度へと縮小していく予定だ。処遇としての地域生活以降は、グループホーム移行が70人残り180人が地域に移行するのは厳しい方と考えている。現在の施設内に新たな施設を3棟つくことで対応していくこととしている。
- ・大きな流れとして厚労省は地域でということだが、グループホームでの重度者の受け入れは難しいと考えている。
- ・者の平均年齢56歳、60歳以上が89名。69%が程度区分5・6の方。重度加算の対象者27%（全国平均12%）となっている。矯正施設からの退所者の受け入れについても取り組んでいる。現場からは、矯正施設から入ってくる情報がないとのスタッフの認識。

②府立で建設する児童寮について、その内容を明らかにしてください。

【基本回答】

- ・部内関係者による建てかえ検討会議で継続的に検討している。
- ・庁内の会議（検討会議）において将来における府立施設としての在り方について整理をしているところ。

③重度の知的障害を持った人たちが地域で暮らすには、人の配置、社会資源の整備が必要ですが、現行制度だけでは困難です。重度の障害者が地域で生活することが出来るように大阪府として支援策を講じてください。

【基本回答】

地域生活移行に当たり、グループホームを事業団利で整備している。加算措置を講じること等財源措置については国に要望してまいる。

地域移行は順調に進んでいる。

④砂川センターの強度行動障害の方々の方々の事業の現状と金剛コロニーとの役割分担について明らかにしてください。平成29年度の民営化について引き続き検討を進めてまいりたい。

【基本回答】

18歳から30歳までの行動障害者を対象としている。一時的入所により専門的アセスメントを受けることを目指している。27年度から行動障害者支援養成研修を実施する。

【質疑】

○生い立ち等についての情報が個人情報として引き継がれないことがあった。

- ・今の状況はおっしゃるような機械的な対応でなくなっているものと考えている。「いぶき」からの地域移行に際しては、そこに支援者が配置されているか、必要なハード面の整備も含め、知り得ている情報を共有しつつ図ることとしている。

⑤金剛コロニーに入所している重度障害の方々に対する医療について、大阪府が責任を持って充実させてください。

【基本回答】

平成19年3月に廃止した診療所の代替施設として「すくよか」が設置された。医療の提供方法等、そのあり方は事業団に絵いて検討されている。

⑥金剛コロニーの理容室・売店等をなくさないでください。

【基本回答】

維持は困難と考えている。

48. 相談支援事業の実施について、その役割を重視し、以下の点で具体的制度の改善を行って

ください。

- ①特定相談事業所が増えていない市町村があり、実態改善への方策を示してください。またサービス利用計画の策定にあたって、市町村等から一定の基準が示され、その基準内でのサービス利用計画作成が求められている、あるいはセルフプランを併用する等の対応をすすめている自治体等もある、その実態を把握したうえで通知（平成26年2月27日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的な考え方等について」）の趣旨の徹底を図るための適切な指導を行ってください。

【基本回答】

特定相談支援事業所の増加については、実施主体が市町村であるため、府として先行事例の紹介等の広報支援を行っているところ。大阪府においては初任者研修を計3回実施する予定。研修修了者が着実に業務に従事していただけるよう工夫をしている。セルフプランは、事務連絡についてはあらゆる機会に周知に努めてまいりたい。

【質疑】

- 豊中では児童のケースの大半がセルフプランになっている。
- セルフプランの扱いについての市町村格差が大きい。
- ・安易なセルフプランはあってはならないと考えている。報酬面で特定事業所加算はついても常勤職員を増やすことは困難。

- ②指定特定等のサービス利用計画作成等にあたって、一般相談支援等と同様に、単にサービス利用計画の作成にとどまらず、日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう財政的な措置を行ってください。

【基本回答】

指定相談事業所では、必要な情報提供等を行う基本相談支援を行うこととしている。他の相談支援機関との適切な役割分担を担うよう、自立支援協議会で報告書を取りまとめたところ。質の高い支援を行う事業所への加算も創設されたが、国に対してその効果検証を行うよう求めるとともに、困難ケースへの加算を行うよう求めていくこととしている。

【質疑】

- 相談員を増やすにも増やせない状況がある。

- ③地域移行支援の対象枠の拡大にあたり、保護施設・矯正施設等の障害者への対象枠を拡大するにあたって、具体的支援ネットワークの構築や自立援助ホームや自立準備ホーム等の拡充等、地域基盤整備が緊急に求められますが、その対策をどのように進めるのか示してください。また、府単独の地域移行・定着支援の積み重ねを踏まえ、引き続き事業の存続をしてください。

【基本回答】

平成26年4月から地域移行支援については、保護施設や矯正施設も対象となった。援護の実施者である市町村、地域生活支援センター等と適切な役割分担を行っていくよう国に要望をしているところ。引き続き関係機関と必要な連携を図っていく。適切なサービスを受けることができるよう報酬上の措置を行うよう国に求めていくこととしている。

【質疑】

- 府の状況はどうなっているか。
- ・課題の成立と情報交換のための調整会議を年3回開いている。制度は作られたものの、その利用は1名（90歳の和歌山出身の方の宿泊体験）となっており、制度が有効に機能しているとはいえない状況がある。

- ④相談支援事業の具体的役割を明確にし、各種協議会等は、行政責任で開催する仕組みとし、その運営のための独自財源措置を講じてください。

【基本回答】

各市町村が状況に応じて役割分担・有機的連例が図れるよう努力していくことが重要。平成25

年度に報告書を取りまとめ、協議会の役割を整理し、先行市町村の取り組みを紹介するなどしている。89条3の協議会については全市町村に設置されたが、その運営については市町村に適切に行っていた。

⑤他市（市・相談支援事業所）との連携が取りやすい体制を構築できるよう整備を図ってください。特に親権者が他市在住で当事者が他市児童施設に入所している等の場合、卒後住み慣れた児童施設のある地域での居住を希望するが、居住地のサービス等の資源の情報収集が難しく、調整が困難等であるため、他市との連携がとれるような制度的配慮を行えるよう改善してください。

【基本回答】

市町村が実施主体となって計画相談支援の対象拡大を行っているため、現在、相談支援事業所は業務多忙な状況となっている。相談支援体制の整備に向けて必要な相談支援専門医が確保されるよう、その実施規模を拡大するとともに、研修終了後相談支援業務についていただけるよう求めているところ。一覧については福祉の手引き、大阪府のホームページに掲載している。

49. 移動支援事業について、同行援護があることを理由に移動支援サービスが低下しないように市町村を指導してください。

【基本回答】

国の事務連絡により、これまで移動支援事業として提供されてきたサービスのうち動向援護に移行されたものいがいについては適切な質が担保されるよう求められているところ。

【質疑】

○夫婦全盲で一人のガイドヘルパーを利用したグループ援助について認められていない自治体があるが、そうした市の対応について府から指導していただくことができるか。

- ・移動支援は市町村の事業であるので、府から指導することはできない。
- ・グループ援助の状況については改めて市町村の実情を把握して明らかにさせていただきたい。

52. 「難聴者のための手話教室」は中途失聴者の新たなコミュニケーション獲得の場です。難聴者のための手話教室の予算を増額してください。

【基本回答】

聴覚に障害がある方にとって手話は重要なコミュニケーションの手段であり必要不可欠。手話を習得していない中途失聴者を含めた聴覚障害者に対し手話講習会を開設している。平成27年度も特に中途失聴者を対象として手話講習会を開催していく。

【質疑】

○年間委託費を19万2000円に増額していただいた。昨年度は講師二人体制にさして、10月から3月実施し、延べ78人の参加を得ることができた。今年度は20回を予定している。

東京では受講者のレベルに合わせてクラスを分けているが、そうしようと思うと予算が不十分。増額を検討していただきたい。

・聴覚障害者日常生活支援事業だけを委託しているのではなく聴覚障害者福祉事業については3486万円の中の一つの事業として算定している。大阪府としてはこの総枠全体を確保できるよう努力しているところだ。状況については大聴協に相談していきたい。

- ・内容については大聴協と個別に相談させていただきたい。

53. 発達障害への啓発活動等を大阪府として進めてください。

【基本回答】

啓発活動については、「世界自閉症啓発デー」にシンポジウムを開催するほか、府内主要建物のブルーライトアップ、学校・鉄道各駅へのポスター掲示等を通じて発達障害の理解が深まるよう啓発を行ってきたところだ。府ホームページを活用して発達障害の方に配慮していただきたい事項等を示すとともにパンフレットを配布した。また、「「なんでかな？」は気づきのスタート」を作成・販売するとともに、幼稚園・保育所職員研修等に活用している。「ええやん、ちがっても」 「支援の引継ぎの手引き」も作成した。今後ともより多くの府民の皆様に理解を深めていただ

るよう各種の啓発活動を行うよう努めてまいりたい。

【質疑】

- 広汎性発達障害と診断された。そのことを自分自身に納得させることができたが、周りの人が、求める普通の暮らしを押しつけられることが苦痛。理解を広げていていただきたい。当事者の声をくみ上げてほしい。
- 「ええやん、ちがっても」などでは、障害者の否定的な表現も散見され、なかなかなじめない。企業の方が見ても指導的な内容としてとらえられがちにならないか心配。
- ・啓発についてはこれで終わりとは考えていない。みなさんの声を反映した新たな冊子を当事者の声を反映させて検討しなければならないし、その際にはご相談させていただきたい。

5 4. 学校を卒業した障害者の余暇活動を保障する場を整備・拡充してください。

【基本回答】

交流や余暇活動等社会参加の機会を提供し、相互に親睦を図り深めていくことは自立と社会参加にむけて意義あるものと考えている。大阪府では余暇活動を促進するため、各種レクリエーション活動を各種団体に委託して行っている。地域活動支援センター事業は、生産活動や社会活動への参加を目的に、現在39市町村165カ所で運営されている。

【質疑】

- 高校三年生まで放課後等デイサービスを利用してきた。放課後等デイサービスは大変役立ったが、高校を卒業して余暇保障がなくなった。安定していた日常が不安定になってきている。
- 余暇活動が充実することは一人ひとりの成長につながる。私自身も自分を見直し主張できる力をつけることができた。
- 地域活動支援センターの数が圧倒的に少ない。
- ・基礎的事業は一般財源、機能強化は地域生活支援事業を進められている。市町村が状況を見て事業を発展させていけるよう、市町村が動きやすくなるよう助言等を進めてまいりたい。
- ・府下の状況等についてあらためて状況を把握したうえで相談させていただきたい。

<介護保険制度>

5 5. 介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ①当面の措置として、低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
- ②当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急を実現するよう国に求めてください。
- ③各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないように府として対策を講じてください。

【基本回答】

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としており、利用負担はサービス利用に際しての意識の涵養を図るとともに、サービスを使う人と使わない人の公平を図ることを目的に設定されている。利用料負担軽減については、公費負担等介護保険の制度の枠内で財政支援を行っている。

大阪府においては従前より国通知に基づく、自立支援給付と介護保険の適用関係に基づいて、介護保険だけで十分なサービス提供に至らない場合、障害者施策の利用について柔軟に対応するよう求めている。国において高齢の障害への支援の在り方を含め検討が進められているが、自己決定に即したものとなるよう、国に対して求めていきたい。

【質疑】

- わたしの居住地では1回の派遣時間について、これまでの障害者施策でのヘルパーでは3時間だったものが介護保険になって45分に減らされた。総派遣時間数も障害者施策の半分に減ってしまった。代読・代筆も「家事援助」といわれている。介護保険の担当からは「障害者だからと言って特別の施策は講じられない」といわれている。わずか45分でのヘルパーで

は「自己決定」とかが入り込む余地はない。

- ・現在、国においても制度の在り方についての見直しが行われており、本日お聞かせいただいた状況を踏まえて引き続き国に対して要望を行ってまいりたい。
- 地域生活支援事業の適用関係はどうなるのか
- ・市町村が自主的に判断されるものであって一律にお答えできるものではない。

- ④視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。

【基本回答】

介護保険サービスは市町村の要介護認定結果に基づき、適切なケアプランを設定し提供されるものであり、制度面で改善すべき事項がある場合は、国において対応されるべきと考える。介護サービスに相当するものがない障害福祉固有のサービスについて、あるいは介護保険だけで十分なサービス量に至らない場合等、自立支援給付の支給が認められることとなっている。

【質疑】

- 「障害程度区分5」の人であっても要介護度が「要支援」や「自立」と判定となる場合もある。
- ・私どものヒヤリングでは軽くなった事例は聞いていない。障害者施策から移行した者についての状況の調査については今後検討していきたい。
- この問題についてあらためて市町村にヒヤリングしていただきたい。国に要望を上げていただく上からもしっかりと調査をしていただきたい。
- ・すでに国として調査を行う予定があり、そうしたことを踏まえて大阪府としての課題について検討していきたい。
- 調査結果をきちんと大阪府として受け止めることが重要だ。
- ・その通り受け止めてまいりたい。

56. 介護保険の制度内容を拡充してください。

- ①地域支援事業を実施する場合は、障害者に対しては介護の経験がある有資格者を派遣するようにしてください。

【基本回答】

新しい介護予防事業について地域支援事業で実施されることとなったが、サービスを利用される方の有する能力や環境等を十分勘案してマネジメントしていくこととなっている。

- ②ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。

【基本回答】

時間区分については、利用者ニーズに応じた支援を効果的に行っていく視点から、必要なサービス量の上限を付したのではなく、適切なアセスメントに基づき利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供していくことを目的としている。適切なアセスメントに基づき必要な量のサービスを提供するよう、保険者や事業者を指導している。

- ③介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。

【基本回答】

所得の少ない方の保険料・利用量軽減のための一定の施策が講じられている。市町村が介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額に基づき計画期間を通して財政の均衡を保てるよう設定されている。その負担については月々の利用者負担に上限が設けられるなど配慮措置が講じられている。一人ひとりに必要なサービスが受けられるよう国として必要な措置が講じられるよう引き続き求めてまいりたい。

- ④介護保険では身体介護に単位数をとられてしまうため、必要な生活支援を受けられません。そ

れに、いままでつづけてきた社会参加を支援するための移動支援もありません。生活支援や移動支援のヘルパー派遣制度を創設し必要に応じて派遣してください。

【基本回答】

介護保険制度は市町村の要介護認定結果に基づき、ケアプランに基づきサービスが提供される制度。障害福祉固有のサービスを受ける場合、支給量が介護保険の基準の制約により確保することが困難な場合など、自立支援給付の支給が可能となっている。

- ⑤高齢障害者は障害者基礎年金とわずかな手当のみで暮らす人や働いてきた人も零細企業や自営で働き、貯えもなく、社会保険も零弱な人が多くいます。大半が低所得者を占め、特養や老健施設などは利用料が高すぎて申し込みも出来ない人が多数です。在宅生活が困難になった人が負担を心配しないで申し込めるように府で利用料補助制度を作ってください。

【基本回答】

施設サービス等利用者の居住費等の自己負担については、利用者負担段階に応じた負担限度額が設けられている。利用料の負担軽減について、大阪府として介護保険制度の枠内で財政支援を行っている。内容を充実させ対象を拡大するよう国に要望を行っている。

58. 大阪府介護保険認定審査会で聴覚障害をもつ高齢者の理解についての研修の場をつくってください。

【基本回答】

要介護認定は申請者個々人の介護の必要性について認定するものであり、全国一律の基準に基づき行われている。利用者の状態についての的確な認定審査が行われるよう審査会において認定調査の基本調査項目で反映できない事項について審査判定することから、審査会委員が特記事項や主治医意見書に記載された状況を適切に把握し判定することが重要と考えている。大阪府として適切な判定に資するため、心身の状況等に応じて介護度の変更が行われるよう審査会委員について研修を行っているところだ。

【質疑】

- 調査員の研修の回数・内容は？

- ・調査員研修は、新規研修を年4回。うち平成26年度については、視覚障害、聴覚障害、難病患者当事者の方から事例を出していただいた。調査員が特記事項をきちんと書くことについても指導をしている。また、現任研修を年1回行っており昨年度は難病患者当事者の声を反映させた。それ以外に5つのブロックごとに現任研修を行っている。
- ・介護認定審査会委員については、年1回研修を行っており、昨年度は外部講師による研修を行った。特記事項に書かれている内容、主治医意見書に書かれている内容の具体的記載内容によって介護度を変更できることとなっていることから、当該カ所に記載がない場合は変更することは困難だ。審査会委員についてはしっかり読み取るよう研修をしている。
- 審査会等にろうあ高齢者の特性についての理解がなければ適切な審査につながらない。
- ・市町村の理解が乏しいという指摘については、大阪府としても助言的指導を実施し対応をしているところだ。ヒヤリングでは手話のできる認定調査員等の対応もされているところもあると聞いているが、今後とも各市町村の状況について把握に努めていきたい。

59. 大阪府下の各地域包括支援センターに対して、大阪聴力障害者協会が実施している介護保険事業（聴覚障害者専用）を紹介するよう市町村に働きかけてください。

【基本回答】

保険給付は被保険者の心身の状況、置かれている環境等に応じて被保険者の選択に基づき多様な事業者から効率的に提供されることとされている。聴覚障害の方を対象にケアプラン作成を行っている大阪聴力障害者協会の介護事業所については、聴覚障害者の方の選択肢を広げ、適切に介護サービスを選んでいただく上からも有効と考えている。昨年度は大阪聴力障害者協会から送付いただいたパンフレットを、各市町村の介護保険担当部局に周知したところであり、今年度についてもパンフレット送付をいただければ各市町村に周知させていただく。

【質疑】

○府下では「あすくの里」なども事業を行っておりそちらの周知もお願いしたい。

<就労・所得保障>

60. 障害者が働きやすい職場環境の改善を図るためのシステムを整備するよう国に働きかけてください。障害を持っていても安心して長く働き続けられるよう、障害の重度化などを未然に防ぐための支援策を講じてください。

【基本回答】

障害者が安心して長く働き続けるためには、様々な障壁を除去するための合理的配慮が必要。聴覚障害者等ワークライフ支援事業を創設するとともに事業主への助成金の活用等にむけた支援を行っているところだ。大阪府では事業者の合理的配慮の提供義務について、27年3月に事業主が講じるべき指針を策定した。今後とも長く働き続けられるようこの指針の内容を事業者への普及啓発に努めていく。

【質疑】

○肢体障害者が電車の清掃作業の仕事を得て頸椎症となり医者からは手術が必要といわれたが、手術すれば非正規雇用なので傷病手当が受けられず無理をして働かざるを得ず継続して働いていたら落下をして大腿骨を骨折するという事例が発生した。障害を重くしないで働き続けられるシステムの構築が欠かせない。

61. 障害を補う障害基礎年金を、家族の扶養に頼らずに生活できるよう、支給額を大幅に引き上げるとともに、障害者の就労・生活実態に即した支給基準へと改善をするよう、国に働きかけてください。

【基本回答】

年金制度をはじめとする社会保障制度は国において全国一律に行われるべきもの、国に要望を行っている。

【質疑】

○障害の軽い人は頑張って働かざるを得ない。年金がもらえない。賃金は低い。本当に生活は大変だ。
・障害基礎年金は障害者の暮らしの基礎をなすものとして極めて重要なものであると認識している。国に対してその拡充を国に対して求めていく。

62. 生活保護制度を拡充して、国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する制度として機能するよう、国に働きかけてください。

【基本回答】

生活保護制度は生活に困窮する者にその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としている。憲法25条に規定されている国民の生存権と国の保障義務に則り、国が責任を持って運営すべきものと考えている。今後ともその充実を国に求めていきたい。

【質疑】

○余暇を充実したいなど、青年と手の当たり前の願いを持ちながらもそれがかなえられない現実がある。
・平成25年8月、26年4月、27年4月と生活扶助の見直しがされたところ。生活保護は最後のセーフティネットと位置づけられているので、その機能が果たすことができるよう引き続き国に求めてまいりたい。

63. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

【基本回答】

あはき法改正によって、あんまマッサージ師は厚生労働大臣の権限となっているが、鍼灸師については都道府県知事に権限が委譲された。あんまマッサージ指圧師については、厚生労働省の進達に際して、府内の視覚障害者の就職機会が奪われること、生計維持が難しくなること等の知事の意見書を添えている。鍼灸師はあんまマッサージ師と同様の問題が生じることを懸念している。

【質疑】

- 新校建設が憲法22条違反となるという意見も、養成校から出されている。こうしたことにも適正に対処していく必要がある。
- ・憲法との整合性を持たせて法整備が行われているものと認識している。
- 医道審議会の開催予定は？
- ・確認する。

65. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め法の遵守を求めてください。

【基本回答】

不正・不当請求が認められた場合、療養費の返還を求めるとともに、保険診療の5年間停止等の措置を講じている。担当者を増員するなどの体制強化を通じて、平成23年度に21件だったものが平成26年度4件となっている。また、不正請求も市町村国保については平成21年度をピークに、74億円25パーセントの減少となっている。適性化検討会議を設置して対応を行っている。今度とも近畿厚生局と連携しながら信頼できる制度として機能するよう適正な運用に資するよう努めてまいりたい。

【質疑】

- 奈良県の樫原方式についての評価は？
- ・先進事例も参考にしながら大阪府としての大砲の方途について検討してまいりたい。

66. 職業にかかわる技術等の資格取得の際に専門学校等へ行く聴覚障害者の情報保障のために手話通訳派遣制度を創設してください。

【基本回答】

障害者総合支援法の中で意思疎通支援は市町村が実施主体となる必須事業として実施されている。市町村が自主的に実施するものとなっている。今後とも継続して質の高い手話通訳者の確保に努めてまいりたい。

【質疑】

- 手話通訳者養成講座だけで対応することは困難。講習会を開くだけでなく、前向きに考えてほしい。
- 専門学校等の手話通訳は、今行っている派遣制度とは通訳の内容が異なる。様々な準備も必要であり現行枠での対応は困難。
- ・昨年、自立支援課と専門学校を所管している私学大学課と大聴協との間で、何回か懇談をさせていただいた。この懇談は現在中断しているので、今年度においても議面を再開させていただきたい。

67. 各福祉圏域にある「障害者就業・生活支援センター」は、筆談対応による意思疎通が難しい聴覚障害者にも対応できるように手話通訳の保障をしてください。または手話通訳者の派遣依頼方法を周知し、聴覚障害者が生活面と合わせて安心して相談ができ就労ができる体制を確立してください。

【基本回答】

手話は重要なコミュニケーション手段であり、聴覚障害者が安心して暮らすうえで必要不可欠なものと認識している。大阪府では大聴協の協力のもと、聴覚障害ワークライフ支援事業を実施し必要な支援を行っている。今後とも当事業の維持推進に努めてまいりたい。

【質疑】

- 就業・生活支援センターを対象とする学習会の開催なども含め努力していただいていることを感謝している。しかしまだまだ理解が広がっているという状況ではない。
- ・今後とも予算の確保に努めてまいりたい。

<住宅・まちづくり・防災>

68. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①一般住宅への家賃助成制度を創設してください。

【基本回答】

住宅バウチャー制度について国において検討されるよう制度提案を行ったところだ。今後とも引き続き国に対して要望してまいりたい。障害者が安心して入居できる環境整備に取り組んでまいりたい。

【質疑】

○今年度に取り組んだことはないのか

・住宅確保要援護者についての支援は重要と考えている。住宅バウチャーについての国への提案を継続して要望し続けている。要望行為は継続している。障害者の民間賃貸住宅入居に際して家主が入居を拒まないよう、家主側へのアプローチも行っている。大阪安心賃貸検索システム（拒まない住宅）の登録を行い、現在7000件の登録をみている。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

【基本回答】

重度障害者等住宅改造助成事業は、障害の程度等に応じて改造する費用について市町村に補助する制度。原則として1回を限度としているが、特に事情がある場合は複数回利用も可能としている。7月現在における府内の対応状況を整理したうえであらためて市町村に周知を図ったところ。複数回利用についても要綱上可能ということについては示している。

69. 中軽度障害者の交通運賃や有料道路料金の割引についても必要性を認め、制度の対象となるよう国に働きかけてください。

【基本回答】

各交通機関で制度化されているものであり、第一種障害者と第二種障害者で割引の対象が異なっている。第一種障害者の適用範囲の拡大について、有料道路事業者、鉄道事業者、路線バス事業者に働きかけている。今後も引き続き要望してまいりたい。

【質疑】

○高速料割引は車ではなく手帳に対応するものとしていただきたい。割引の距離制限も撤廃していただきたい。

・ご要望の内容については従来から国に対して要望をおこなってきた。近畿府県の主管課長会議でも共通の要望としてあげられるように協議をしている。

70. 各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。

①大阪市交通局が計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。

【基本回答】

鉄軌道の安全対策は基本的に事業者が行うものであるが、既存駅等への設置については、平成23年度に政令市以外の自治体に対して助成を行ってきた。今般政令市域にある駅舎も補助対象にし、今年度は高槻駅、京橋駅の可動柵に補助を行っている。

②ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。

【基本回答】

可動式ホーム柵について関東での3駅の現地試験に続き、昇降ロープ柵の試験を関西でも行い、その結果に基づき今年度については高槻市駅に設置することとしている。

【質疑】

○昇降ロープ柵の実証実験の結果は公表しているのか。

・国からの検証結果については公表していない。桜島、六甲道で実証実験を行った。

○昇降ロープ柵は非常に危険。しっかり触って確認することができない。検証結果の公表もない

まま高槻駅に設置することは問題。異種の車両が乗り入れる場合は扉位置が確認できるようにしてほしい。

- ・JRに申し入れる。京橋には横開きの扉を設置する。

③今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。

【基本回答】

平成23年8月、ホームドア整備促進検討会の中間とりまとめで、今後の計画について、各事業者が報告書により報告することとなっている。予算に基づき整備補助を行うこととしている。

71. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

【基本回答】

大阪府として、避難行動要支援者支援プラン作成指針を作成しそれに基づいた避難所での対応を市町村に求めている。作成指針では、要配慮者に対する対応窓口を設け、保健師等を配置するよう定めており、市町村における各種マニュアル整備に係る支援を実施している。現在41市町村で避難所運営マニュアルの整備が完了している。一時避難所内への福祉避難室の設置、情報伝達装置運用時の配慮事項、要配慮者ごとの個別対応例を示すなど、記載の充実を図っている。

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、必要に応じて近隣のホテル等の活用等も図ってください。また、在宅避難を余儀なくされる障害者・家族等への支援方策について検討を行ってください。

【基本回答】

福祉避難室については作成指針にも明示しており、今後適切な対応が行われるよう働きかけてまいります。福祉避難所の未設置市は岸和田、守口、泉南の三市となっている。引き続き福祉部と連携して市町村が行う福祉避難所指定についての協力依頼を行っていく。旅館・ホテルの有効活用についても働きかけをおこなっていく。在宅避難者への支援方策について、食料の供給体制、行政職員の身守り機能等、市町村において適切に行われるよう働きかけていく。

【質疑】

○福祉避難所と福祉避難室のすみわけについての対象想定をどのように考えているか。福祉避難室の施設設備の条件をどう考えているか。

○多くの障害者は在宅支援となる可能性が高い。そこへの支援をどのように考えているか。

・福祉避難室と福祉避難室の対象者の違いについて特に規定を設けていない。柔軟に対応することが重要。福祉避難室の要件として、バリアフリー、パーティション等での区切り等について要件として考えている。福祉避難所について、旅館・ホテル等との協定についてもお願いをしているところ。

・在宅避難者への支援については、避難所におられる方と同じような支援が可能となるように手立てを講じていくべきものと考えている。

・備蓄物資は大阪では三日分を準備している。

○大阪府として福祉避難所等についてのモデル的な機能を備えたものを設置するよう考えられないか。

・検討する。

③避難行動要援護者名簿の整備を各市町村に働きかけてください。その際、関係機関共有方式を原則とし、手上げ方式等で掲載希望者を補充する等、その内容の充実と定期的な更新をはかるようにしてください。

【基本回答】

25年度の災害対策法の改正により市町村に名簿整備が義務付けされた。法趣旨や地域の特性を踏まえた市町村の取り組みが進むよう、府作成の指針の内容を市町村に周知するための勉強会を7月24日に福祉部と危機管理室で共同開催した。

【質疑】

○名簿整備が各市町村できちんに行われているのか府からもきちんと働きかけていただきたい。勉強会での議論の様子など教えていただきたい。

・市町村との勉強会については、作成指針についての説明、名簿作成等に係る疑問点や悩みを出していただき情報交換等を行ったりした。その中では、名簿の作成状況について、4月時点で約半数の市町村で出来上がりつつあること、それ以外の市町村でもできるだけ早く作りたいという思いを持っていること、個人情報の管理についての悩み、災害発生時には支援関係者に提供できるがそれを平常時から活用するためには本人同意が必要であり、どのようにして同意を得るかについての悩み、更新の時期や頻度について（進んでいるところではシステムを構築しているところもある）などが出された。基本的には行政間の情報を活用できるというのが法律の趣旨なので、関係機関共有方式をベースにさせていただくようお願いをした。

・個別計画については、それぞれの方への具体的な支援を必要としているのかを聞き取っておくことが大切と考えている。

<参政権保障・手話言語条例の制定>

74. 大阪府として、手話言語条例を制定してください。

【基本回答】

手話言語法の制定は聴覚障害者のコミュニケーション保障にとって極めて有効であると考えている。府議会においては平成26年3月に法制定に向けた意見書を採択し国に提出したところだ。大阪府としても国に要望するとともに、先進自治体の事例等についての収集を行っているところだ。

【質疑】

○条例は地域に沿った課題を設定するものであるべきと考えている。障害福祉だけでなく幅広い課の共同作業として準備にあたっていただきたい。

○今後の検討スケジュールは怎么样了のか。

・今年度国に対して初めて法策定を求めたところ。鳥取、神奈川、群馬の条例や市レベルでの条例等について学んでいるところ。先進県の状況の調査、教育委員会と福祉部との間での情報交換会の実施などを進めている。当事者の意見も当然聞いていかなければならないと考えている。大聴協との間での意見交換についても今までは不十分であったので、個別に大聴協との意見交換を行っていくことも考えている。

○聴覚障害者とともに作る。実効性ある条例を作る。などの原則を踏まえていただきたい。

・了解した。

以上